

議案第 82 号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 40 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 33 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」と

き」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
○京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第36号	○京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第36号
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第6条 (略) (保育所等との連携)	第1条～第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 (略)	第7条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 市長は、 <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u> の規定を適用しないこととすることができます。	4 市長は、 <u>次のいずれかに該当する</u> ときは、 <u>第1項第3号の規定を適用しないこととする</u> ことができる。 (1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</u>
5 前項_____の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)	5 前項(<u>第2号に該当する場合に限る。</u>)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)
第8条～第37条 (略)	第8条～第37条 (略)

現行	改正案
<p>第4章 居宅訪問型保育事業 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____ _____への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条～第49条 (略) 附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>第4章 居宅訪問型保育事業 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条～第49条 (略) 附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>○京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p> 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p> 第1節 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p> 第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第41条 (略)</p> <p> (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u>の規定を適用しないこととすることができます。</p>	<p>○京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p> 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p> 第1節 (略)</p> <p>第37条 (略)</p> <p> 第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第41条 (略)</p> <p> (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいづれかに該当するとき</u>は、<u>第1項第3号の規定を適用しないこと</u>とすることができます。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</u></p>

現行	改正案
5 前項_____の場において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)	5 前項(<u>第2号に係る部分に限る。</u>)の場において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)
6~9 (略)	6~9 (略)
第43条~第50条 (略) 第3節 (略)	第43条~第50条 (略) 第3節 (略)
第51条・第52条 (略) 附 則	第51条・第52条 (略) 附 則
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の件名 議案第82号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等の区分 計画・事業・条例 その他()
『政策等の概要』 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）に沿った見直しを行うため、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）」が令和2年4月1日付けで施行されたことから、所要の改正を行うものである。	『市民参加の状況』 有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)
『政策等の必要性』 厚生労働省令により改正される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、市が条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めるものであるため、今回の厚生労働省令改正を受けて本条例を改正する必要がある。 併せて、内閣府令により改正される特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準は、市が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めるものであるため、今回の内閣府令改正を受けて本条例を改正する必要がある。	『財源措置の状況』 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円) 総事業費 国庫支出金 府支出金 市債 その他 一般財源 特になし
『提案に至るまでの経緯』 令和2年5月14日 例規審査委員会 令和2年6月 1日 教育委員会6月定例会 令和2年6月12日 市議会6月定例会	『総合計画等の整合』 総合計画 計画項目 25 子育て支援の総合的な推進 ○その他の計画(該当する場合のみ) 計画名称 策定年度 計画期間 担当部局 担当課 添付資料 (有の場合、その名称) 教育委員会事務局 子ども未来課 有・無
『政策等の実施時期』 公布の日から施行する。	

議案第82号 棚附説明資料

家庭的保育事業等とは…（原則3歳未満の乳幼児に保育の提供を行う）

①家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅、その他の場所（公民館・集会所等）で、家庭的保育者 [*] による保育を行う事業
②小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下の保育施設において保育を行う事業
③居宅訪問型保育事業	保育の必要な乳幼児の居宅において家庭的保育者 [*] による保育を行う事業
④事業所内保育事業	事業主がその雇用する従業員の子どもを保育するための施設で、保育を行うとともに、地域で保育の必要な乳幼児を受入れ保育を行う事業

* 家庭的保育者とは…市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの

特定教育・保育施設とは…

市町村が施設型給付費（幼稚園・保育所・こども園に対する費用）の支給対象施設として確認をする「教育・保育施設」（保育所・幼稚園・認定こども園）という。

子ども・子育て支援新制度へ移行しない私立幼稚園は除きます。

特定地域型保育事業とは…

市町村が地域型保育給付費（小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する費用）の支給対象事業を行う者として確認をする事業者が行う「地域型保育事業」

地域型保育事業は、上記の4類型になります。